

○質疑に対する回答

番号	受理日	質疑内容	回答
1	R4.12.1	駐車場を兼ねた営業所として使用できたらと考えておりますが、条件的に入札に参加出来るでしょうか。	「営業所及び駐車場」という用途自体は問題ありません。 ただし、本件土地の東側には保育所があり、「尼崎市の環境をまもる条例」第55条により、原則、保育所敷地の境界から20m以内に500㎡以上の駐車場を設置することはできないと定められております。 想定されている使用計画が上記条例等を遵守できているかについては、別途、尼崎市開発指導課と事前に協議を行っていただきたいと思います。 ○尼崎市開発指導課 (場所)本庁北館5階 (電話番号)06-6489-6612
2	R5.1.16	実施要領中の事業用定期借地権設定契約のための覚書(案)について、第19条の「相当の期間」とはどのくらいの期間でしょうか。	本件覚書(案)第19条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、同号に該当しなくなるために必要となる期間等を勘案し、催告させていただきます。
3	R5.1.16	上記の覚書(案)について、第19条第1号を削除又は特約に切り替えることは可能でしょうか。	本件覚書(案)第19条第1号については、削除するものとします。
4	R5.1.16	上記の覚書(案)について、第22条中「直ちに」とあるのを「速やかに」と変更することは可能でしょうか。	本件覚書(案)第22条中「直ちに」は、変更できません。
5	R5.1.16	上記の覚書(案)について、契約の失効に係る規定を追加することは可能でしょうか。特約への追加でも構いません。	本件覚書(案)の内容については、原則、変更できません。
6	R5.2.9	貸付希望期間については、どこに記載すべきでしょうか。	入札参加申込書の使用用途の欄に、用途及び年数を併せて記載してください。